相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区三津屋北通五丁目五番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町西岡一八六五番地の一ガーデンハイツ二―五〇二号

被相続人　亡　徳渕　克正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

事務所神戸市中央区栄町通六丁目一番一七号　栄町通佐田野ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　芝崎　准一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町萩原二丁目四五〇八番地七、最後の住所広島県安芸郡海田町中店一一番二〇―三〇一号

被相続人　亡　古川　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

事務所広島市中区八丁堀二番三一号　広島鴻池ビル九〇五

相続財産管理人　弁護士　熊野　量規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市池田町西山枇杷ノ木谷四三〇九番地、最後の住所徳島県三好市池田町西山西川見五一四番地二

被相続人　亡　西森　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

徳島県三好郡東みよし町昼間二八一六番地の一一

相続財産管理人　司法書士　山口　浩志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市須賀町四番地一五、最後の住所愛媛県松山市須賀町四番二一号

被相続人　亡　池本　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

愛媛県松山市鷹子町一〇二六番地二

相続財産管理人　宮本　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡粕屋町仲原三丁目二三二五番地三、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町仲原三丁目一五番一四―二〇五号エバーライフ空港東

被相続人　亡　北原　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

福岡県福岡市早良区祖原一三番八号

相続財産管理人　江島　滋美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字御船八九六番地、最後の住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見八四〇番地九グリーンヒルみふね

被相続人　亡　酒井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

事務所熊本市中央区花畑町四―一太陽生命熊本第二ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大村　豊

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十月三十日

一　墳墓等所在地　静岡県富士宮市大中里一一―一

一　墳墓等の名称　先照寺境内内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳四基　奥村家、清家、内海昌治、佐野竹子、明確な墓石なし一区画

一　改葬を行おうとする者　静岡県富士宮市大中里一一―一　宗教法人先照寺　磯田　聡禅

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のように公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地

①　名称　株式会社大和友の会

②　代表者の氏名　代表取締役　森岡　竹夫

③　主たる営業所の所在地　本店　山口県宇部市北小羽山町二丁目一三六番地の四七二

④　その他の営業所の名称及び所在地　中央店　山口県宇部市中央町二丁目一二番五号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の失効の年月日

許可の年月日　昭和五十年八月一日

許可の失効年月日　平成二十五年七月三十一日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金の額又は前受業務保証金の額

営業保証金　金十五万円

前受業務保証金　金百十万円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十五年十月三十日

山口県宇部市北小羽山町二丁目一三六番地の四七二　株式会社大和友の会

代表取締役　森岡　竹夫

宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年10月30日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①サン不動産管理株式会社　②群馬県知事(2)6667　③代表取締役　大橋祐介　④群馬県太田市小舞木町224番地　⑤1000万円　⑥群馬県知事　⑦群馬県太田市小舞木町224番地　サン不動産管理株式会社代表取締役　大橋俊介

①ArtHills株式会社　②大分県知事(1)第2935号　③代表取締役　小久保明美　④大分県中津市大字鯛島829番地の1　⑤1000万円　⑥大分県知事　⑦大分県中津市大字鯛島829番地の1　ArtHills株式会社　代表取締役　小久保明美